

大阪府委託訓練事業

長期高度人材育成コース 仕様書

（その他の養成コース）

1 事業の趣旨

不安定な就労を繰り返している者等、非正規雇用での就労期間が長い者については、企業における能力開発の機会が十分に確保されておらず、このような非正規雇用労働者が正社員就職を実現するためには能力開発支援が重要となっている。このため、正社員就職を希望する非正規雇用労働者等を対象に、国家資格の取得等をめざす長期の教育訓練講座を活用して、高度な知識及び技能を身に付け、専門性を活かした職種への正社員就職をめざす訓練コースを実施することを目的としており、受託者は事業の趣旨を踏まえ、以下の記載事項を遵守すること。

2 業務の内容

- (1) 訓練の実施
- (2) 訓練生の就職支援
- (3) 訓練及び就職支援の実施に伴う業務
- (4) 修了生の定着支援の実施に伴う業務

3 訓練期間・時間・年間予定総定員

訓練期間	訓練時間	年間予定総定員
1年間または2年間	年間1, 400時間以上	30人

※入校式・修了式の時間数は、訓練時間数に含まない。

※国家資格に係る法律に基づき所管大臣等が指定する養成施設で1年以上の習得を必要とされているもの、文部科学大臣が認定する職業実践専門課程であるもの、学校教育法にもとづく専門職大学院における専門職学位課程であるもの及び訓練実施機関の一般の受講生における直近2年間の国家資格等合格率が概ね全国平均以上であるものについては、1年間の総訓練時間を700時間以上とする。

4 訓練開講日

令和6年4月1日（月曜日）

5 訓練対象者

次の条件をすべて満たしている者

- (1) 概ね55歳未満の者。
- (2) 有期労働契約などによる非正規雇用労働者など、就業経験において不安定就労の期間が長いことや、安定就労の経験が少ないことにより能力開発機会が乏しかった者又は出産・育児等により長期間離職していた女性等。

- (3) 国家資格等高い知識及び技能を習得し正社員就職を希望する者。
- (4) 当該訓練コースを修了し対象資格等を取得する明確な意思を有する者。
- (5) 公共職業安定所における職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受け、職業経験の棚卸し及び職業生活設計等の結果、当該訓練の受講が必要と認められる者。
- (6) 失業に伴う求職中の者（公共職業安定所に求職登録をしている者）で、申込みをする科目に関連する職種への就職を希望し、公共職業安定所長の受講あっせん（受講指示、受講推薦又は支援指示）を受けることができる者。
- (7) 原則として、公共職業訓練若しくは求職者支援訓練の実践コースを受講した者にあつては、受講修了後1年を超える者。
- (8) 「L03 言語聴覚士養成コース」「L04 精神保健福祉士コース」においては、4年制大学を卒業した者

6 委託費

(1) 訓練実施経費

区 分	1人1月当たりの上限額(税込)
訓練実施経費	132,000円

※一般向けに開設している教育訓練における授業料等を超えない額を設定することとし、以下①～⑦の支払い基準により訓練実施経費を支払うものとする。

- ① 訓練実施経費は、全て暦月毎に計算することによって得た額とする。
 - ② 訓練実施経費の額は、訓練生1人につき訓練実施後1か月（ただし、訓練生が中途退校した場合又は委託契約を解除した場合等あらかじめ定められた訓練終了日より訓練が早期に終了した場合は当該日（以下「早期終了日」という。）までとする。以下「算定基礎月」という。）毎に算定することとし、当該算定基礎月において、あらかじめ定める訓練時間（以下「訓練設定時間」という。）の80%に相当する時間の訓練を受講した者を対象に訓練実施経費を算定する（当該要件を満たす月について、以下「支払対象月」という。）。
 - ③ 訓練期間中に夏季冬季等の休日がある場合は、訓練実施経費の支払いにおいては当該休日を訓練を受講した日とみなして取り扱うこととする。
 - ④ 算定基礎月において訓練設定時間の80%に相当する訓練を受講していない場合であっても、3か月を単位として当該3か月（訓練生が中途退校した場合は退校までの期間）における訓練設定時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、当該3か月全期間について支払対象月とする。この場合、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間による算定は行わないこととする。
 - ⑤ 訓練生が以下に定めるイからハの理由により訓練を欠席した場合は、その期間については、訓練実施経費支払いの出席要件80%以上の算定に当たって、算定対象としないものとする（訓練設定時間から除くものとする）。ただし、訓練終了日までに、補講等を可能な限り行うものとする。
- イ インフルエンザ等の感染症（学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症をいう。以下同じ。）に感染し、他の訓練生の健康に被害を与え得る訓練

生が、大阪府の指示により出席停止となった場合、又は自宅待機が必要であったと大阪府が認める場合

- ロ 大規模な災害が起こった等により、当該地域一帯が災害等の影響によって交通機関の運行が終日ストップする、局地的な災害ではあるが交通が遮断されるなど回復するために1日以上の上の時間が必要となるなど、当該実施日において訓練実施施設に通所することが困難な場合（ただし、人身事故や交通事故で一時的に交通機関の運行がストップする場合など一時的な事象は含まない。）
- ハ 法律による裁判への参加や出廷（裁判員又は補充裁判員、刑事又は民事訴訟手続きにおける証人等）並びに裁判員候補者として裁判員等選任手続の期日における裁判所への出頭が必要な場合
- ⑥ 訓練を欠席した訓練生に対して、訓練生の費用負担なしで補講等を実施したことにより、欠席した時間と同程度の受講が認められる場合は、訓練設定時間数を上限とし、受講時間として算出することができるものとする。
- ⑦ 早期終了日がある場合は、訓練実施経費の額は1か月毎に算定し、当該支払対象月について、1人当たりの月額単価を乗じた額を支払うものとする。なお、受注者における一般の受講者が中途退校した場合において、中途退校した日までの受講料を日割りで支払うこととしている場合は、訓練実施経費も同様に取り扱うものとする。

（2）定着支援費

区 分	1人当たりの額(税込)
定着支援費	55,000円

当該訓練コースを修了し訓練に関連する職業に就職した者（訓練修了後3か月以内に就職した者（内定、日雇い、1週間の所定労働時間が20時間未満の雇用契約及び自営を除く）。以下「修了就職者」という。）について、就職後の定着支援として「14 定着支援の業務」に定める業務を行い、修了就職者が就職後6か月間（就職した日から起算して180日間）継続して雇用されていた場合に上記の額を支払うものとする。

7 訓練科目番号・科目名・訓練期間・開講月・定員・年間予定総定員

別紙「令和6年度開講予定科目一覧」のL03からL05を参照の上、以下について留意すること。
 ※一般向けに開設している教育訓練の定員の一部に訓練生を入校させ、同一環境下において実施して差し支えない。なお、個別集合型による実施も可とする。

※本コースを受託するために新たに作られる科目（過去の実績がないもの）は対象外となり、提案することができない。

8 訓練内容

- （1）大阪府が示す訓練目標及び仕上がり像（L05を除く。）を達成するとともに、就職に有効な内容とすること。

なお、以下の①から④のいずれかに該当するものであること。

- ①業務独占資格（法令の規定により当該資格を有しない者による当該資格に係る業務への従事が禁止されている資格をいう。）又は名称独占資格（法令の規定により当該資格を有しない

者の当該資格の名称の使用が禁止されている資格をいう。)の存する職業に係るものであって、当該資格取得に資するために訓練目標とするもの。

②経済産業省により公表されている「ITスキル標準（ITSS）」において「上位者の指導の下に、要求された作業を担当する」ことが出来ることとされているレベル2相当以上の資格取得を目標とするもの。

③学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規定（平成25年文部科学省告示第133号）に基づき、文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したもの。

④学校教育法に定める専門職大学院が実施する専門職学位課程の修了をめざすもの。

- (2) 上記(1)の①及び②は、資格取得に関して法令に基づき所管する大臣等から指定を受けた養成施設・機関が実施するものであること。
- (3) 上記(1)の①及び②については、訓練期間中に資格試験の受験を行うものであることとし、その合格発表までの期間においても適切に訓練が実施されるものとする。また、合格発表が訓練修了後となる資格の取得をめざす訓練の提案は認めない。
- (4) 各訓練分野の特性に応じて、基礎的なデジタルリテラシーの要素を含むカリキュラムを1科目以上設定すること。基礎的なデジタルリテラシーの内容については、「(別紙) デジタルリテラシーの標準的内容」を参考にすること。

9 訓練スケジュール

(1) 訓練時間の設定

原則として、養成施設として所管する大臣等の指定等を受けた内容を標準とする。就職支援等の時間等を含むこと。

夜間又は土日祝日にのみ訓練時間を設定することは認められない。

(2) 入校式及び修了式

入校式は令和6年4月1日（月曜日）、修了式は令和8年3月31日（火曜日）に実施すること。

ただし、訓練時間数には含まない。

(3) 認定日、指定来所日、就職活動日

受講指示者の認定日及び支援指示者の指定来所日は、大阪府と協議の上、決定する。

就職活動日については、適宜設定すること。

(4) 随時就職相談等を実施し、訓練修了後の早期就職に向けた支援を行うこと。

10 訓練申込者の選考及び結果通知の作成・郵送

(1) 訓練申込者の選考は、府が指定する選考試験日に実施して行うこと。

(2) 受講申込者に対する選考試験の実施方法、実施内容等を事前に大阪府へ提出し、詳細を協議のうえ実施すること。

(3) 選考試験実施責任者を1人配置すること。

(4) 面接試験は、1面接室あたり面接官を2人配置すること。

(5) 筆記試験を実施する場合の体制は、1試験会場に試験担当者を2人以上配置すること。

(6) 選考試験実施に係るすべての費用（人件費、会場借上料、印刷費、郵送費等）は、訓練実施経費に含む。

- (7) 選考試験受験者に対する受講決定後の案内文書の作成・説明
- (8) 受講決定者の辞退受付
- (9) 選考試験合否の電話連絡（申出者のみ）

11 訓練の実施

訓練の実施に当たっては、提案書の内容を誠実に実施するとともに、次のことを実施すること。

- (1) 訓練申込者数が、企画提案時に受託者が設定した開講可能最少人数以上の場合は、必ず訓練を実施すること。

（注）選考試験日までに受講申し込みの辞退等があり、開講可能最少人数を下回った場合においても、必ず訓練を実施すること。

- (2) 訓練申込者数が、企画提案時に受託者が設定した開講可能最少人数を下回った場合は、訓練実施について、速やかに大阪府と別途協議を行い、訓練の実施又は中止を決定すること。

（注）訓練の実施を決定した場合は、いかなる場合においても訓練を実施すること。

- (3) 訓練の実施にあたっては、施設、設備等の基準を次のとおりとすること。

①施設

- ・教室の面積は、訓練生1人当たり1.65㎡以上（小数点第3位を切り捨て）とする。複数の教室を使用する場合は、それぞれの教室の面積が、訓練生1人当たり1.65㎡以上（小数点第3位を切り捨て）とする。なお、本科生と同じクラスに編入して訓練を実施する場合は、本科生と訓練生を合計した人数で一人当たり面積を算出すること。
- ・事務室は、教室とは別の部屋として完全に分離され、同一又は近隣の建物内に整備すること。
- ・キャリアコンサルティングを行う場合は、教室及び事務室とは別の就職相談室を使用して行う等により、訓練生のプライバシーに配慮すること。

②設備

- ・教室には、訓練に必要な訓練生用の机・イス及び訓練用掲示機材（ホワイトボード等）を必要数整備すること。また訓練中に手荷物を仮置きできる設備を設けるなど、可能な限り配慮すること。
 - ・実技を行う教室は、訓練の内容や程度、訓練生数に応じて適切、効果的かつ安全に実施できる設備、備品等（例えば、パソコン、ソフトウェア等）が必要数整備されていること。なお、使用するOS及び使用ソフトは使用許諾契約を締結していること。
 - ・労働安全衛生関係法令等により、定期点検、講習又は免許が必要とされている機械等の使用にあたっては、これに関する必要な措置を講じていること。
 - ・訓練生が、快適に訓練を受講できるよう照明、空調・換気、トイレ（男女別）、洗面所、事務室等の施設設備が整備されていること。
 - ・適切な環境の保持のため、施設内等のこまめな換気を心がけるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めるよう適切な措置を講じること。
 - ・教室やトイレなど訓練生等が利用する場所のうち、特に多くの訓練生等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行う等して環境衛生を良好に保つこと。
- (4) 訓練実施責任者を1人配置すること。訓練実施責任者は、他の訓練実施施設との兼務を認めない。

- (5) 訓練生や大阪府からの問合せ等に常時対応可能な事務担当者を2人以上配置すること。
- (6) 苦情処理責任者を配置すること。訓練実施科目の担当講師が、苦情処理責任者を兼務することはできない。
- (7) 講師は、職業訓練指導員免許を有する者、職業能力開発促進法第30条の2第2項の規定に該当する者又は同等の能力を有すると認められる者であり、訓練の適切な指導が可能であると認められる者とする。
- (8) 訓練を指導する者の配置については、学科の場合は1人以上配置すること。訓練内容が実技（パソコンを使用する科目を含む）の場合は、訓練生15人に対して1人以上配置すること。
- (9) 訓練内容の習得状況を評価するため、訓練期間中に2回以上の成績考査を実施することとし修了要件に満たない者には、補講等の措置を講じること。
- (10) 普通課程の普通職業訓練である長期高度人材育成コースのうち資格取得に係る法定講習であって、無料補講等の実施が困難な訓練コースは、資格取得のために必要な補講等を実施する場合、その補講費用を訓練生の負担とすることができ、当該補講等を実施した時間については、以下のとおりとする。なお、補講等に係る費用を訓練生が負担する必要がある場合、必ず訓練コースの募集時にあらかじめ訓練受講希望者に対し、費用負担額を周知すること。
 - イ 補講等に係る費用を訓練生から徴収する場合
補講等分の時間は訓練受講時間の算定に含めないこととする。
 - ロ 補講等に係る費用を訓練生から徴収しない場合
補講等を実施したことにより、欠席した時間と同程度の受講が認められる場合、訓練設定時間数を上限とし、訓練受講時間として算出することとする。

12 就職支援の実施

訓練生全員の就職を目標として、提案書の内容を誠実に実施すること。また、就職支援に当たっては、次のことを実施すること。

- (1) キャリアコンサルティング担当者（職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第30条の3に規定するキャリアコンサルタント、キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）又は能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者）を、就職支援責任者又は就職支援担当者のうち1人以上配置すること。
- (2) 訓練生のジョブ・カード作成を支援すること。
- (3) 就職支援責任者を1人配置すること。
なお、就職支援責任者は、訓練実施期間中の半分以上、訓練実施施設に駐在していること。
- (4) 就職支援担当者を1人以上配置すること。（就職支援責任者が兼務することはできない）
- (5) 職業相談を含む個別面接の実施、職務経歴書及び履歴書作成の指導等を含めた有効な就職支援を実施すること。
- (6) 訓練期間中に訓練時間外でキャリアコンサルティングを訓練生に対して1人ずつ、訓練期間中に適宜（3回以上）実施すること。
- (7) 訓練生に対して、公共職業安定所及びその他職業紹介機関から提供された求人情報の提供を適宜行うこと。
- (8) 訓練生が、求人情報を検索できるよう専用パソコンを1台以上設置すること。

13 職業訓練及び就職支援の実施に伴う業務

- (1) 訓練コースにかかる事前説明会の開催
大阪府が指定する訓練生募集の申込受付期間中に2回以上設定して行うこと。原則として、土日祝日は実施しない。
- (2) 訓練生の出欠席の管理及び指導
- (3) 訓練の指導記録の作成
- (4) 受講証明書及び職業訓練受講給付金等に係る事務処理
- (5) 訓練生の欠席等届に係る各種証明書等の添付の確認及び提出指導
- (6) 訓練生の住所、氏名の変更に係る事務処理
- (7) 訓練生の中途退校に係る事務処理
- (8) 受講証明書、欠席・遅刻・早退届、添付証明書等の提出
- (9) 災害発生時の連絡
- (10) 訓練実施状況の把握及び報告
- (11) 訓練生に対する就職支援（キャリアコンサルティング、求人開拓、求人情報の提供等）
- (12) 就職状況の把握及び報告
 - ①訓練修了者及び就職のための中途退校者（以下「訓練修了者等」という。）の訓練修了日の翌日から起算して3か月経過する日までの就職状況（就職のための中途退校者の場合は、中途退校時の就職状況）について、訓練修了者等から就職状況報告（大阪府指定様式）の回収により把握を行うとともに、大阪府に対し当該把握結果を就職状況報告書（大阪府指定様式）にまとめて大阪府が指定する期限までに報告すること。
 - ②就職に関する詳細な状況把握、就職率向上のための分析等を行い、その結果を「就職率評価票」（大阪府指定様式）にまとめて報告すること。
 - ③就職率の算定式は以下のとおり
◇就職率＝（訓練修了後就職者数＋中退就職者数）÷（訓練修了者数＋中退就職者数）
- (13) 訓練生の能力習得状況の把握及び報告
- (14) 訓練修了時における訓練生の就職決定・見込み状況の把握及び報告
- (15) 訓練生の実習中の労働者災害補償保険にかかる事務処理
- (16) その他、大阪府が必要と認める事項

14 定着支援の業務

(1) 就業状況確認

就職後6か月間において、最低月に1回以上の頻度で修了就職者に就業状況を対面、電話又はメールなどによりヒアリングを行うこと。また、離職し求職中であることを把握した場合には、公共職業安定所の利用等を促すこと。なお、ヒアリングを行った場合は、就業状況ヒアリング記録管理簿を作成すること。訓練修了後3か月以内に転職した者についても、定着支援費の対象となり得ることから、同様に転職先における定着支援を行うこと。なお、その際、訓練修了後3か月以内に転職した訓練修了者等については、改めて就職状況報告を提出すること。

(2) フォローアップ

上記(1)により、受講した訓練において習得した知識又は技能について、修了就職者が課題を抱えていることが認められた場合は、適切な助言又は必要に応じて補講を行うこと。なお、この場合の補講において、発生する費用は、あらかじめ修了就職者の同意を得た上で自己負担として実施すること。

- (3) 修了就職者が就職後6か月間（就職した日から起算して180日間）継続して雇用されているかどうかを、修了就職者から就業状況報告（大阪府指定様式）を提出させて把握すること。また、当該把握結果については、就業状況報告一覧表（大阪府指定様式）にまとめるとともに、就業状況報告を添えて、訓練修了日の翌日から起算して290日以内に大阪府へ提出すること。

15 養成施設における訓練生の位置付け

- (1) 附帯教育による「別科生」として受け入れること。
- (2) 学則を変更する必要がある場合は、開講までに学則の規程整備を行い、大阪府へ提出すること。
- (3) 男女区別無く受け入れることができる体制であること。
- (4) 必修科目以外の課程については、任意で受講できる体制とすること。
- (5) 学園祭、修学旅行等、介護福祉士又は保育士の資格取得に関わらない行事については、訓練生の意思により、任意で参加できるよう対応すること。
- (6) 学生服、学生靴、学生靴等、直接訓練に必須ではない物については、私服等で対応すること。
- (7) 受講指示者（雇用保険受給者）が、ボランティア活動（就労行為としてみなされる）に参加する際は、ハローワークと協議の上、その指示に従って対応すること。

16 個人情報の取扱い

訓練生に関するすべての個人情報について、適正に管理すること。

17 その他

- (1) 本仕様書に定めのないものについては、大阪府の指示に従うこと。
- (2) 事務処理の取扱いについては、別途定めたものに従うこと。